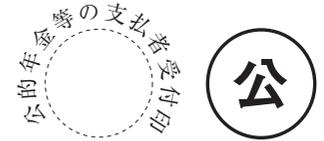


平成19年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

○この申告書は、あなたの公的年金等（確定給付企業年金や一定金額以下の公的年金等を除きます。）について、基礎的控除や人的控除を受けるために提出するものです。
 ○この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。



所轄税務署長	公的年金等の支払者の名称		(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日 明・大昭・平 年 月 日	世帯主の氏名	配 有 偶 者 の 無
税務署長	公的年金等の支払者の所在地		あなたの住所 又は居所	(郵便番号 -)	あなたの続柄	

あなた自身が障害者でなく、かつ、あなたに控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	職業	住所又は居所	平成19年中の所得の見積額
A 控除対象配偶者			明・大昭・平 . .			円
B 扶養親族			明・大昭・平 . .			
			明・大昭・平 . .			
			明・大昭・平 . .			
C 障害者等	障害者等の事実 (該当する欄に○を付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。)				障害者等の内容 (この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載に」 ついてのご注意」の (2)をお読みください。)	
	区分 該当者	一般の障害者	特別障害者	老人控除対象配偶者	特定扶養親族	老人扶養親族
	本人					
	控除対象配偶者					
扶養親族	(人)	(人)		(人)	(人)	
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	職業	住所又は居所	控除を受ける他の所得者 氏名
			明・大昭・平 . .			あなたとの続柄
			明・大昭・平 . .			住所又は居所

◎この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」は、平成18年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」をお読みください。

◎ 申告についてのご注意

1 この申告書の提出が必要な人

受給者の区分	この申告書の提出が必要な人
年齢65歳以上の人 (昭和18年1月1日以前生)	平成19年中の公的年金等の見積収入金額が158万円以上(一定の年金の支払を受ける場合は、80万円以上)の人 一定の年金とは、厚生年金基金、企業年金連合会からの年金給付、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、日本私立学校振興・共済事業団からの退職共済年金、独立行政法人農業者年金基金からの農業者老齢年金又は国民年金基金、同連合会からの年金です。
年齢65歳未満の人 (昭和18年1月2日以後生)	平成19年中の公的年金等の見積収入金額が108万円以上の人

- (注) 1 次に掲げる公的年金等の支払を受ける人については、上記にかかわらず、この申告書を提出することはできません。
- イ 確定給付企業年金、適格退職年金、特定退職金共済制度に基づく年金
 - ロ 外国の制度に基づく年金
 - ハ 中小企業退職金共済制度に基づく分割退職金
 - ニ 小規模企業共済制度の共済契約に基づく分割共済金
 - ホ 確定拠出年金の老齢給付金として支給される年金
 - ヘ 石炭鉱業者年金
 - ト 過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金(廃止前の国会議員互助年金法に規定する普通退職年金及び地方公務員の退職年金に関する条例の規定による退職を給付事由とする年金を除きます。)
- 2 受給者の年齢については、平成19年12月31日現在で判定します。
- 3 平成19年中の公的年金等の見積収入金額については、平成19年において最初に公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況によります。

2 この申告書の提出期限

この申告書は、平成19年の最初の公的年金等の支払を受ける日の前日までに、支払者に提出してください。

3 記載についてのご注意

- (1) 「平成19年中の所得の見積額」には、収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得が公的年金等に係る雑所得である場合には、その年中の公的年金等の収入金額に応じた公的年金等控除額を差し引いた金額が公的年金等に係る雑所得の金額となります。
- 公的年金等控除額は次のとおりです。

受給者の区分	その年中の公的年金等の収入金額(A)	控除額
年齢65歳以上の人 (昭和18年1月1日以前生)	330万円以下	120万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 37万5,000円$
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 78万5,000円$
年齢65歳未満の人 (昭和18年1月2日以後生)	770万円超	$(A) \times 5\% + 155万5,000円$
	130万円以下	70万円
	130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 37万5,000円$
年齢65歳未満の人 (昭和18年1月2日以後生)	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 78万5,000円$
	770万円超	$(A) \times 5\% + 155万5,000円$

- (2) 障害者(特別障害者)に該当する場合には、「左記の内容」欄に障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度を、また、控除対象配偶者や扶養親族が障害者(特別障害者)のときは、併せてその人の氏名を書いてください。
- (3) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの配偶者を他の所得者の扶養親族としたり、また、同一生計内の扶養親族を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族の氏名などを「D」欄に書いてください。

<参考>

1 控除対象配偶者、扶養親族等の範囲

①控除対象配偶者	受給者(この申告書を提出する人をいいます。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、平成19年中の所得の見積額が38万円以下の人
②老人控除対象配偶者	①の控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の人(昭和13年1月1日以前に生まれた人)
③扶養親族	受給者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、平成19年中の所得の見積額が38万円以下の人
④特定扶養親族	③の扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人(昭和60年1月2日から平成4年1月1日までの間に生まれた人)
⑤老人扶養親族	③の扶養親族のうち年齢70歳以上の人(昭和13年1月1日以前に生まれた人)
⑥障害者(特別障害者)	受給者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族で、次のいずれかに該当する人 イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……これに当たる人は、すべて特別障害者になります。 ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。 ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。 ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。 ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。 ヘ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……これに当たる人は、すべて特別障害者になります。 ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する人……これに当たる人は、すべて特別障害者になります。 チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人(昭和18年1月1日以前に生まれた人)で、町村長や福祉事務所長からイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。

(注) 「平成19年中の所得の見積額」には、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などは含まれません。

2 源泉徴収税額

この申告書を提出した人の源泉徴収税額は、次により計算されます。

- (1) 源泉徴収税額の計算
源泉徴収税額 = (公的年金等の支給金額 - 控除額) × 5%
- (2) 控除額の計算
控除額 = (基礎的控除額 + 人的控除額) × 月数(その支給金額の計算の基礎となった期間の月数)

- (注) 1 基礎的控除額は、受給者の年齢に応じて公的年金等の支給金額の月割額を基に算出されます。
- 2 人的控除額は、控除対象配偶者の有無や扶養親族の数、受給者やその控除対象配偶者、扶養親族が障害者(特別障害者)であるかどうかに応じて金額が定められています。

【ご注意】平成19年分の所得税から定率減税が廃止されました。また、所得税から個人住民税への税源移譲により、所得税率が改正されています。

